

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成30年5月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 12規格

改正区分	基準数
① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に準拠したJISに置き換えるもの	5
② 未採用のJISを、新たに採用するもの	2
③ 採用済のJISを、より新しい版のJISに置き換えるもの	5

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：5月下旬開始予定（30日間）

(2) 改正：7月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

資料2別添1

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-4(H30)	JISC9335-2-4:2017	IEC 60335-2-4 第6版(2008), Amd.1(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－4部:電気脱水機の個別要求事項	J60335-2-4(H20)	JISC9335-2-4:2004
2	J60335-2-32(H30)	JISC9335-2-32:2018	IEC 60335-2-32 第4版(2002), Amd.1(2008), Amd.2(2013)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－32部:マッサージ器の個別要求事項	J60335-2-32(H20)	JISC9335-2-32:2005
3	J60335-2-60(H30)	JISC9335-2-60:2017	IEC 60335-2-60 第3版(2002), Amd.1(2004), Amd.2(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－60部:渦流浴槽機器,渦流スパ及びこれらに 類する機器の個別要求事項	J60335-2-60(H28)	JISC9335-2-60:2016
4	J60335-2-102(H30)	JISC9335-2-102:2017	IEC 60335-2- 102 第1版(2004), Amd.1(2008), Amd.2(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－102部:商用電源に接続するガス,石油及び 固形燃料燃焼機器の個別要求事項	J60335-2-102(H20)	JISC9335-2-102:2007
5	J60335-2-J7(H30)	JISC9335-2-207:2018	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－207部:水電解器の個別要求事項	J60335-2-J7(H21)	JISC9335-2-207:2007
6	J60335-2-J9(H30)	JISC9335-2-209:2018	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－209部:家庭用電気治療器の個別要求事項	J60335-2-J9(H23)	JISC9335-2-209:2009
7	J60335-2-J10(H30)	JISC9335-2-210:2018	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－210部:家庭用電気磁気治療器の個別要求 事項	J60335-2-J10(H21)	JISC9335-2-210:2007
8	J60335-2-J11(H30)	JISC9335-2-211:2018	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－211部:家庭用熱療法治療器の個別要求事 項	J60335-2-J11(H21)	JISC9335-2-211:2007
9	J60335-2-J12(H30)	JISC9335-2-212:2018	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－212部:家庭用吸入器の個別要求事項	J60335-2-J12(H21)	JISC9335-2-212:2007
10	J60598-2-20(H30)	JIS C 8105-2-20:2017	IEC 60598-2-20 第4版(2014)	照明器具－ 第2－20部:ライティングチェーンに関する安全性要 求事項	J60598-2-20 (H25)	JIS C 8105-2-20: 2011

11	J60598-2-21(H30)	JIS C 8105-2-21:2017	IEC 60598-2-21 第1版(2014)	照明器具－ 第2－21部:ロープライトに関する安全性要求事項	—	—
12	J62368-1(H30)	JIS C 62368-1:2018	IEC 62368-1 第2版(2014)	オーディオ・ビデオ, 情報及び通信技術機器－ 第1部:安全性要求事項	—	—

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-4 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-4:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—4部 : 電気脱水機の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、単独の電気脱水機、並びに洗濯及び脱水の個別の槽をもち、洗濯機に組み込まれた脱水機の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気洗濯機、電気脱水機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-4 が第5版(2002)から第6版(2008)への改正及び Amd. 1(2012)が追加発行されたことに伴い、表示の箇条で長期使用製品安全表示制度に対応するための要求を追加、安定性及び機械的危険の箇条において、不平衡負荷に対する要求で電子回路の動作に依存している場合、電子回路を故障状態にしての試験を追加するなどの改正を行った。

2 J60335-2-32 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-32:2018 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—32部 : マッサージ器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する電気マッサージ器で、定格電圧が単相機器の場合には250 V、その他の機器の場合には480 V以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気マッサージ器、指圧代用器、その他の家庭用電動力応用治療器
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-32 第4版(2002)から Amd. 1(2008)及び Amd. 2(2013)が追加発行されたことに伴い、適用範囲で「水を用いた足マッサージ器」を追加することに伴い、定義の追加及び各箇条の規定内容の変更、機械的強度の箇条で可搬形機器及び据置形機器には静荷重試験、手持形機器及び4 kg以下の可搬形機器には落下試験を追加するなどの改正を行う。

3 J60335-2-60 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-60:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—60部 : 渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する屋内用・屋外用の渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器であって、定格電圧が単相機器の場合には250 V以下、その他の機器の場合には480 V以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 浴槽用電気気泡発生器、浴槽用電気温水循環浄化器
- ・主な改正内容 : 対応国際規格の改正等はないが、適用範囲で家庭用医療機器を含め、また、静荷重試験及び落下試験を規定し、この試験に適合するスイッチ又は自動調節器は可とうコードの中間に接続して取り付けることができるなどの改正を行った。

4 J60335-2-102 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-102:2017 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—102部 : 商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が、単相機器の場合は250 V以下、その他の機器の場合は480 V以下の、家庭用及びこれに類する用途の電氣的接続をもつガス、石油及び固形燃料燃焼機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 温風暖房機 (ガス、石油)
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-102 第1版(2004)から Amd. 1(2008)及び Amd. 2(2012)が追加発行されたことに伴い、定義からパルス火花回路、連続火花点火及びパルス繰返し点火を削除し、それに伴い可触な火花点火回路の限度値の規定値を改めるなどの改正を行った。

5 J60335-2-207 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-207:2018 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-207 部 : 水電解器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する水電解器で、定格電圧が 250 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 医療用物質生成器
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るための改正、また適用範囲に電池駆動機器及びその他の直流駆動機器も含める改正を行った。

6 J60335-2-209 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-209:2018 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-209 部 : 家庭用電気治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する家庭用電気治療器で、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 家庭用低周波治療器、家庭用超短波治療器、家庭用電位治療器
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るための改正、また適用範囲に電池駆動機器及びその他の直流駆動機器も含める改正を行った。

7 J60335-2-210 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-210:2018 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-210 部 : 家庭用電気磁気治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する家庭用電気磁気治療器で、定格電圧が単相機器の場合には 250 V、その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 磁気治療器
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るための改正、また適用範囲に電池駆動機器及びその他の直流駆動機器も含める改正を行った。

8 J60335-2-211 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-211:2018 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-211 部 : 家庭用熱療法治療器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する家庭用熱療法治療器で、定格電圧が単相の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 家庭用温熱治療器、電気温きゆう器
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るための改正、また適用範囲に電池駆動機器及びその他の直流駆動機器も含める改正を行った。

9 J60335-2-212 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-212:2018 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-212 部 : 家庭用吸入器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する家庭用吸入器で、定格電圧が単相の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電熱式吸入器、電動式吸入器
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るための改正、また適用範囲に電池駆動機器及びその他の直流駆動機器も含める改正を行った。

10 J60598-2-20 (H30)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-20:2017 照明器具—第 2-20 部 : ライティングチェーンに関する安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、電気光源を、直列、並列、又は直列及び並列を組み合わせて接続した

屋内用又は屋外用のライティングチェーン（ロープライトを除く。）であって、電源電圧 250 V 以下で使用するものの要求事項について規定する。

- ・電気用品名：装飾用電灯器具
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60598-2-20 第 3 版(2010)から第 4 版(2014)へ改正発行されたことに伴い、ロープライトに関する要求事項を削除し、さらに適用範囲の光源の種類を“白熱電球”から LED 光源を含む“電気光源”に変更したことに伴い、各箇条の規定内容を変更するなどの改正を行った。

11 J60598-2-21 (H30)

- ・採用する JIS：JIS C 8105-2-21:2017 照明器具—第 2-2 1 部：ロープライトに関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、交換できない電気光源を、直列、並列又は直列及び並列を組み合わせで接続した屋内用又は屋外用のロープライトであって、電源電圧 250 V 以下で使用するものの要求事項について規定する。
- ・電気用品名：装飾用電灯器具
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60598-2-21 第 1 版(2014)が新規発行されたことに伴い、新規に制定された規格である。

12 J62368-1 (H30)

- ・採用する JIS：JIS C 62368-1:2018 オーディオ/ビデオ、情報及び通信技術機器
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が 600 V 以下の、オーディオ、ビデオ、情報通信技術及び事務機器の分野における電気電子機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名：テレビジョン受信機、ラジオ受信機、その他の音響機器、電子楽器、電子応用遊戯器具、直流電源装置、複写機、謄写機及び事務用印刷機、電動タイプライター、文書細断機及び電動断裁機など
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 62368-1 第 2 版(2014)が発行されたことに伴い、新規に制定された規格である。